

中南米 IPG 運営規定

2018年3月7日制定

(名称)

第1条 この会の名称は「中南米知的財産研究会」とし、略称は「中南米 IPG」とする。

(目的)

第2条 この会は、中南米における知的財産問題に関心のある日系企業、団体等が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、中南米における適切な事業環境の実現に資することを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、中南米における知的財産問題に関心のある日系企業、団体等に属する者を会員とする。

2 会員の参加申し込みは事務局が受理し、運営幹事会の承認を得なければならない。

3 会員が退会を希望する場合には、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

4 運営幹事会は、この会の名称の不当使用、名簿の悪用、その他この会又は会員の名誉を損なう行為又は不利益を与える行為が認められた会員について、除名することができる。

(役員)

第4条 この会には、役員として会長及び副会長を置く。

2 会長は、この会を代表し、その活動を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)サンパウロ事務所に置き、同所知的財産権部の長が事務局長を務める。

(運営幹事会)

第6条 運営幹事会は、役員及び事務局長をもって構成する。

(総会)

第7条 この会の総会は、会員をもって構成し、原則として年度に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、規程の採択又は変更、役員を選任又は解任、活動報告及び活動計画、解散その他会の運営に関する重要事項を議決する。

3 総会は出席者数に関わらず成立する。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第8条 会費は無料とする。ただし、個別の活動に対し、実費相当分を超えない範囲で会員に負担を求めることができる。

2 この会の使用言語は原則として日本語とする。ただし、事務局は、通訳を手配するなど、可能な限りのポルトガル語への対応措置を講ずるよう努める。

3 この会の活動において、活動の性質に応じて参加する会員の要件を設けることができる。

(年度)

第9条 この会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第10条 この規程に定めない事項は、運営幹事会において対応する。

附 則 この規程は、2018年3月7日から施行する。